

平成20年3月6日(木曜日)

議事日程第4号

平成20年3月6日(木曜日)午前9時30分開議

第1. 一般質問(発言の要旨は別紙のとおり)

発言者 1番 今野英元 議員

15番 佐藤 實 議員

第2. 提出議案に対する質疑

第3. 提出議案・陳情委員会付託(付託表は別紙のとおり)

本日の会議に付した事件

議事日程第4号のとおり

出席議員(28人)

| | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1番 今野英元 | 2番 今野晃治 | 3番 佐々木勝二 |
| 4番 小杉良一 | 5番 田中昭子 | 6番 佐藤竹夫 |
| 7番 高橋和子 | 8番 渡部功 | 9番 佐々木慶治 |
| 10番 長沼久利 | 11番 大関嘉一 | 12番 本間明 |
| 13番 石川久 | 14番 佐藤勇 | 15番 佐藤實 |
| 16番 高橋信雄 | 17番 村上文男 | 18番 佐藤賢一 |
| 19番 伊藤順男 | 21番 佐藤譲司 | 22番 小松義嗣 |
| 23番 佐藤俊和 | 24番 土田与七郎 | 25番 村上亨 |
| 26番 三浦秀雄 | 27番 齋藤栄一 | 28番 齋藤作圓 |
| 30番 井島市太郎 | | |

欠席議員(1人)

20番 鈴木和夫

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|-------------------|-------|--------|-------|
| 市長 | 柳田弘 | 副市長 | 村上隆司 |
| 教育長 | 佐々田亨三 | 企業管理者 | 佐々木秀綱 |
| 理事 | 佐々木永吉 | 総務部長 | 渡部聖一 |
| 企画調整部長 | 中嶋豪 | 市民環境部長 | 鷹島恵一 |
| 福祉保健部長 | 齋藤隆一 | 農林水産部長 | 小松秀穂 |
| 商工観光部長 | 藤原秀一 | 建設部長 | 猿田正好 |
| 行政改革推進本部 事務局 長 | 佐々木均 | 教育次長 | 須田高 |

総務部次長 小松 浩 財政課長 阿部 太津夫
兼総務課長兼職員課長
企画調整課長 大庭 司

議会事務局職員出席者

| | | | |
|----|--------|----|--------|
| 局長 | 熊谷 正 次 | 長 | 石川 隆 夫 |
| 書記 | 鎌田 直 人 | 書記 | 遠藤 正 人 |
| 書記 | 阿部 徹 書 | 書記 | 石郷岡 孝 |

午前 9時29分 開 議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

20番鈴木和夫君より欠席の届け出があります。

出席議員は28名であります。出席議員は定数に達しております。

さて、このたび受理いたしました陳情第10号、1件については、緊急性があると認められるため、議会運営委員会を開き、本定例会に追加提出することといたしました。

なお、追加の陳情書はお手元に配付のとおりであります。

議長（井島市太郎君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第4号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

1番今野英元君の発言を許します。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） おはようございます。

3月になりまして、ちょうど3月という時期は別れの時期でありますし、新しい門出の時期でもあります。この3月で由利本荘市の市役所を退職される方が約50名いると聞いております。私と同期の昭和二十二、三年の方たちが大多数だと思いますけれども、私たちの世代というのは戦後のベビーブーマー、そして団塊の世代と言われた世代であります。ちょうど1970年から由利本荘市の地域の中で、退職される方は行政の中核、中枢の中で市政を担ってきた、町政を担ってきた、そして合併という大事業を経験してきた方たちであります。どうか皆様の持っている行政の経験、そしていろんな情報があります。そして英知を由利本荘市、各市・地域の中にこれからも生かしていただきたい、このように思います。そしてまた、私たち議員に対しましてさまざまな課題やご教授、説明をくださったことに感謝を申し上げたいと思います。長い間、本当に御苦労さまでした。

では、質問に入らせていただきます。

今回の予算書を見ますと、本当に財政を担当した方、そして予算を組んだ方たちの悲鳴が聞こえてくるような予算書であります。非常に御苦労なさったかと思えます。これからも多分この苦労が続くのではないかと思います。

市民や職員、そして議員にとって自治体間の財政の比較がわかるようになってきまし

た。健全化法の実施は、我が自治体はどうなっているのか、我が由利本荘市の台所事情はどうなっているのかということを知る上で、今後絶好の機会になることと思います。そのことを踏まえまして質問に入らせていただきます。

予算編成と財政運営システム、この中で予算編成と行政評価の導入についてお聞きします。

行政評価は大変厳しい財政状況を背景として、1995年に三重県で事務事業評価、そして静岡県で棚卸評価など先行して評価が行われてきました。

平成18年10月で、都道府県で行っているところは鳥取県を除いて、鳥取県だけやってないんですね、鳥取県を除いて全部の都道府県でやっています。それから政令指定都市では100%やっています。それから中核市、中核市は、これ人口が30万人以上の都市では90%、行政評価をやっている。それから人口20万人以上の特例市では、これも90%やっているんですね。しかし、市と、例えば世田谷区、目黒区という区ですね、これだと48%と、がたんと数字が落ちます。町村となると16%しかやってないんですね。やっぱり非常にどういうわけか差があります。

それで私も由利本荘市になる前、旧本荘市時代を含めて何回か、行政評価の質問をしてきました。最近では平成18年の3月議会において、集中改革プランがちょうどつくられたころでしたけれども、行政評価の導入について質問しております。そのときの市長の答弁では...間違わないように眼鏡をかけて、「事務事業評価について、内部評価の仕組みを平成18年度中に確立し、19年度には外部の評価を加えるため、住民代表や有識者による第三者機関を設置する」ということは、やるということ言ってるんですね。また人事評価については「管理職だけを対象に施行する」と、当時の鷹照助役、きょうお休みですけれども、鷹照助役が人事評価もやると言ってます。私の認識が間違っているのかどうかということですが、本当にこれ行政評価制度が由利本荘市に導入されているのかどうか、私は今でも疑問に思ってます。今回の予算を組むに当たって、行政評価、そして人事評価が本当に我が由利本荘市で確立されて、それに基づいて予算編成が行われたのかどうか、第1点、質問したいと思います。

これまで行政は、計画をして予算を確保をして事業を執行する、これに関しては大変熱心でありました。しかし、結果を評価して、次の事業や計画にどうやって反映させていくのか、このことになると、おろそかだったのではないかと思います。限られた財源の中で財源をどうやって有効的に活用していくのか、市民の納めた税金がどのように使われて、行政の所期の目的が達成されているかということの評価する。その結果を次の計画に移す、予算編成の改善につなげる、このことは大変重要なことだと思うんですね。この観点から私の今の質問であります。

我が由利本荘市に行政評価のシステムがきちんと導入されている、このことについての質問、よろしくお願ひしたいと思います。

2番目の質問であります。補助金について。

昨年12月の定例議会で、市長と副市長、そして企業管理者、もう一人、教育長ですね、の給与の3%カットの議案が提出されて、可決されました。この背景には、予算を編成するに当たって財政難のために補助金を削減しなければいけない、カットしなければいけない、カットせざるを得なくなったと言った方が正確だと思いますけれども、各種補

助団体への配慮のためにとの説明が会派代表者会議で説明されたと聞いております。いわゆる補助金というのは、交付する対象となる団体の活動を行政が促進する、後押しするという意味で使われています。

しかし最近、各自治体において財政が非常に悪くなってきたのに伴って、補助金を削減する動きが強まっております。この補助金の削減というのは、今までもらった団体が削減されるわけですから、今までの既得権を剥奪するということですので非常に補助団体などからの抵抗などがあって円滑に進まない場合があります。また、能代の商工会議所でも不正受給がありましたけれども、そういう不正受給などを見抜けない場合があります。また、行政に頼らない団体、自分たちで活動を行っている市民団体などからは、補助金のあり方が非常に非効率的であって、そういうものはばらまきの市政だということで批判にさらされることがあります。

国においては、補助金の適正化法という法律がありますがけれども、自治体に関しては3つか4つ自治法で定められておりますけれども、本市では、補助金等の適正に関する条例という条例があります。この条例の中での補助金というものが定義づけられたり、補助金をどういうふうに補助団体に配るかという、支給するかということですがけれども、補助金という中身、ここに8つありますけれども、補助金とはということで、負担金という名前が1つあります。それから寄附金、それから交付金、それから補助金、貸付金、委託金、利子補給金、8つ目が損失補償金。この8つを全部含めて補助金という名前なんですね。ですから非常にわかりにくい。しかも予算書を見て、これがああ補助金なんだということがわかる方はなかなかいらっしゃらないと思います。できれば「補助金」という名前一つに統一できないものかと思うんですね。

質問の第1点目であります。平成19年度をもって、市単独の補助金すべてを白紙に戻して検討を行ったのかどうか。見直しの基本的姿勢というものはどういうものであったのか、まずお聞きしたいと思います。

それから質問の第2点目であります。平成19年度の補助金の交付件数がどれくらいあって、総金額はどれくらいあったのか。

また、平成20年度、ことしの予算で補助金の交付件数はどれくらいあって、総金額はどれくらいあったのか。つまり比較を知りたいわけでありまして、差額を知りたいわけでありまして。その点ご説明願いたいと思います。

3番目の質問であります。補助金検討委員会の設置についてであります。

補助金交付には、その自治体の政策目的に合致している、でなければ補助金というのは出ていかないわけですので、そういう大前提が必要であります。一回交付されてしまいますと、先ほど申し上げましたように既得権化してしましまして、見直しや廃止がなかなかできないのであります。そのためには見直しをどうするかということですがけれども、市役所の庁内の組織の中に例えばですね、補助金の調査委員会、そして第三者機関による補助金検討委員会の設置が必要と思われまして。この設置、こういう機関なくして補助金の見直しということはなかなか難しいのではないかと思います。その点ご見解をお聞かせください。

次に、補助金交付基準の適正な運用についてであります。

本市の条例を見てもまして補助金の決定や交付の条件、交付基準については厳しく示

されております。

補助対象事業に係る収支で、例えば剰余が発生している場合の減額交付とか財務状況が非常に良好な団体へ、これやっぱり減額しなきゃいけないんですね、もし非常に良好で繰越金が非常に多く持っている団体があった場合に。こういった団体があった場合にどう見直したか。

また、交付基準に照らして剰余金や繰越金がありながら減額できないものがあったのかどうか。

もう一つ補助金で大切なのは、その時代にあっているかどうかですね。もう何十年前から同じように補助金が出されている。そして、その政策の実現がもうきちんできているのに、そして目的がもうこれは達成されているというのがわかっているのに、補助金が既得権、毎年同じように出されるという、そういう例がなかったのか。交付基準の適正な運用が行われていたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

5番目の質問であります。由利本荘市補助金等の適正に関する条例、あまり長いので「適正化条例」と言いますけれども、3点について私は提案したいと思います。

第1点は、条例の補強と追加を行っていただきたいということでありまして。この条例を見てみますと、適正化条例には補助金の見直しの規定がありません。例えば、例えばですね、3年ないし5年で一回見直すという、そういう交付された効果の測定の期間をやっぱりかけるべきだと思うんですね。その3年なり5年、私は3年がいいと思うんですけども、いずれ年数の規定がありません。

それから第2点目であります。補助金等の見直し原則をはっきり明記すべきだと思います。1つは、支出の補助金が出された場合の達成度はどうか。それから、社会的・経済的事業の変化にあっているのかどうか。3番目、先ほど申しましたように補助金を受け取った団体が剰余金や繰越金があった場合に、これはもう自主運営が可能なわけですので、補助金をあえて出す必要がないのではないかという判断になります。

そしてもう1つ提案であります。補助金を検討する委員会の設置、これはぜひとも検討してみてください。第三者機関の補助金検討委員会の設置。

以上、この3点の規定が適正化条例に明記されておられませんので、私は補強、追加の提案をいたしました。よろしく申し上げます。

次に、市立保育園の指定管理者制度の移行について質問します。

指定管理者制度については、鳥海荘の指定管理の際に議論や質問をさせていただきました。これ、政府の方針や市の集中改革プランという行政改革の実施で、指定管理者制度自体は今どこの市でも行財政改革の目玉のような政策になっています。目玉の政策だけに、つまり何が何でも指定管理者制度へ移行しなければいけないという感じがあります。

しかし今回の市立保育園への導入移行については、これ公民館とか文化会館、文化施設や鳥海荘などという一般的な利用者向けの施設と、子供の保育、それから命と健康にかかわる保育園、それから老人福祉施設とでは導入の意味合いが大きく違ってくると私は思っています。

指定管理者制度は地方自治法において「公の施設の設置の目的を効果的に達成する必要があると認めるとき」という1項があるんですけども、これ前、鳥海荘のときにも

この質問に関しては非常にあやふやな市の答弁でありました。つまりは、財政が厳しいから、人件費を減らしたいから、そしてその施設が赤字になっているからという説明でありました。今回の例でいけば、市の説明では、亀田保育園とゆり保育園に指定管理者制度を導入したい、そして24年までには市の公立の保育園を全部指定管理者制度にしたいということでありますけれども、亀田保育園の保護者説明会、これ10月5日に行われておりますけれども、この中で亀田保育園自身は非常に良好な保育状況の中にあって、将来に対してもこのままでもやっていけるという良好な状況にあるという1項があります。その中でやっぱり何が何でも指定管理者制度を導入するというのは、私は腑に落ちません。

質問の第1点目であります。児童福祉法と指定管理者制度の関連についてお聞きしたいと思います。

この児童福祉法の中に、市町村の保育実施義務と公的責任ということがあります。児童福祉法というのは1947年、私が生まれる1年前に新しい憲法下で第1回目の特別国会でできた法律でありまして、なぜ児童福祉法ができたかといいますと、第2次世界大戦で親や家や家族を失った子供たちがちまたにあふれて、食事、食料にも事欠く状況があって、そういう子供たちを保護しなければいけないという緊急の課題があったわけですね。すべての児童の福祉法をつくらなければいけない、そういう歴史的背景がありました。そういう歴史的背景に立ったこの児童福祉法の中で、市町村に保育実施義務がある、公的責任が後退しないようにということを、これつくられてからもう50回以上、この児童福祉法が改正になっていきますけれども、この市町村の保育実施義務と公的責任だけは絶対後退するなということが何回も明記されております。つまり児童福祉法の精神というのは、第一義的には、市町村の保育実施義務を優先させている。第二義的に、市町村で保育ができない場合ですね、私立の保育を認めているということでありまして。

今回の指定管理者制度への移行は、市町村の保育実施義務と公的責任を事実上、これ丸投げという言葉を使いたくないんですけれども、丸投げ放棄するものではないかと私は思います。公立保育園が果たしてきた役割というものをきちんと評価しないで、財政的理由を前端的に押し出した移行というのは、まさに公的責任の放棄ではないかと思えます。市長のご見解を伺いたいと思えます。

質問の第2点目であります。亀田・由利地域の保護者、住民、そして職員への説明は本当にこれ十分なんでしょうかね。私も亀田地域の住民説明会に出席して説明を聞きまされたけれども、指定管理者制度という制度は住民にとって、そして保護者にとって非常に制度を説明すること自体がわかりにくいんですね。ですから、市の説明というのは今までと変わりがありませんよという、これ、今までよりずっとよくなりますよとはなかなか言いにくいんでしょうけれども、今までと変わらないように経営なり運営がなされますよとこう言ってます。保護者や住民、そして説明会に参集した人たちから本当にこれ理解が得られたと思っていらいっしょいますか。しかも今まで1回しかやってないですね。地域や保護者に説明して、もし反対という意見が出る可能性もなきにしもあらずです。説明会の中身を市としてはどうとらえているのか、お聞きしたいと思えます。

質問の第3点目であります。道川保育園が指定管理者制度になっているんですね。道川保育園の現地調査というのをしています。平成18年度と平成19年度に道川の現地調

査報告、こういう現地調査、（現物を示す）これは岩城総合支所の福祉保健課で行ったものであります。この現地調査報告書を見てみますと、きのう市長は11番の大関議員の質問に答えまして「道川保育園は非常に順調に運営されている」と発言しています。市として指定管理者制度へ移行した道川保育園の運営や保育状況というものをどのように評価しているのか。これから移行するであろう、もし賛成多数でこれが議会で議決されれば指定管理者制度へ移行するわけですので、今、指定管理者制度になっているこの道川保育園の状況というものをどう評価しているのかお聞きします。

例えば、19年度のこの現地調査、1月30日に実施しておりますけれども、この報告書を見てみますと、旅費規程の不備や、それから代替職員がきちんと確保されていない、それから法令に抵触する就業規則や積立金が違法、違法というか、こういう積立金をやってはいけませんよという法令に違反した積立金があります。この調査で指摘されているんですね。

この上に立って質問しますけれども、まず職員の定着化の問題であります。毎年、保育士の退職者が多いとこう指摘されておりますけれども、昨年、14人中5人が退職しているんですね。この5人のうち4人はどこかの保育士に再就職しています。きょねんだけで5人も退職するというのは、これ市としてはどういう状況だと、なぜ彼ら保育士の方は5人もやめたのかということであります。この退職の原因を市としてはどう把握していますか。これまさか自然にやめたわけではないと思うんですね。やめさせる状況をつくったのか。やめなければいけないような現場があったのかどうか。この影響というのは非常に子供に影響してきます。保育士定着率が低いという、これ書いてあります。保育環境の劣化につながるかということでもあります。先ほども申しあげましたように、保育士の人数が最低基準ぎりぎりになっている点について、代替職員の確保を求めています。このような職場実態や保育環境をどう見ているのかお聞きします。

次に、18年度、19年度の決算積立金についてお聞きします。

この報告書によりますと、積立支出と決算の差額が結構あるんですね。621万円となっていて、決算額の8,550万円の7.2%を超えていると指摘しています。これは5%でなければならないというのを7.2%ですので、2.2%超えて法令に触れていると指摘しています。もし5%を上回る場合には収支計算の分析表の提出が必要であるということを行っています。

それから2点目であります。施設整備の積立金が18年度で650万円ある。この報告書によりますと、この積立金は認められないと言っています。こういう認められない積立金があるので、運営費の余剰分については基本協定書に基づいて協議する。多分、指定管理者制度に移行するときに由利本荘市と法人、岩城保育会の中で協定書が取り交わされたと思うんですね。それについて協議しなければいけないと明記しています。

3番目、人件費積み立てと施設の積み立て、2つの積立金を持っているんですねけれども、人件費積み立てが18年度で1,200万円、19年度が541万円で、合計1,741万円の積立金を持っています。人件費積み立てだけで。それから、認められないと言われている先ほどの設備の積立金が、18年度で650万円。これ合計合わせますと、19年度で積立金は2,391万円と、これ2年間です、こういう積立金を持っています。

報告書の中では、積立金の剰余分については、これも規定の、基本協定書に基づいて

協議するとしています。ですから、この法人、道川の岩城保育園は非常にやっぱり法令の遵守に関しては消極的だけれども、蓄財に関しては一生懸命やっていると、基本姿勢がそういうふうに見えます。やはり直すところもあるし、これから子供がいなくなって保育所の経営が大変になるからだという理由づけをしていますけれども、それにしてもやはり基本協定書に触れているところがある。市としてはこういう状況をどう把握するのか。今後、十分信頼の置ける法人なのか、市の見解を伺いたいと思います。

残りであります。旧由利組合総合病院跡地の問題、文化複合施設の土地買収についてでありますけれども、昨年3月議会で駅通りの東町から中ノ橋まで8件の土地買収計画が提案されて、19年度中に買収を完了したいとの答弁をいただいています。しかし、この19年度、あと二十日ぐらいしかないわけでありまして、19年度中にこれ地権者との交渉が行われたのは2回ぐらいしかないと聞いています。8地権者との交渉の状況はどうなっているのか。それから、19年度内に買収がもう無理ですけれども、これ買収が成立しなかった理由というものは市としては何なのか。買収のめどをいつごろまでとするのか。買収が不成立に終わった場合でも、これ平成22年までに工事を完了、建物をつくらなければいけないって後ろの方が決まっているわけですね。ですから、買収が不成立に終わっても、もう工事をやるのかどうか、この点お聞きしたいと思います。

きのうの質問で、駅前商店街の方たちは昭和46年の駅前の都市計画区画整理の中で23年間かかって事業が完了したわけですね。そういう意味では非常に23年間、学習能力を積んできたわけでありまして。ですから、市で1年や2年で買収が完了するという考え自体が私は甘かったのではないかと考えています。駅前商店街の人たちは都市計画の課長さんなりが来て、とてもじゃないけれども話にならないと、副市長や市長が来ない限りこの話には簡単には乗れないよと言っています。ぜひともそこのところを酌んで、早期の土地買収完了していただくようお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

議長（井島市太郎君） 今野議員、評価システムの導入に関しては触れましたか。

1番（今野英元君） すいません。飛ばしました。1点飛ばしました。

これはですね、先ほどの指定管理者制度が導入された場合に導入されてそれによしとするのではなくて、その法人や外郭団体を指定したとしても、問題はそれによしとするのではなくて、指定管理者制度というのは3年なり4年なりの期間あるわけですので、その中で指定管理者の評価をきちんとすべきである。その法人を次にもし指定するとしても、市や専門家や保護者などが評価をしないで法人を指定することには問題があるのではないかと。この点、私は原稿を飛ばしてしまいました。そういう質問であります。よろしく申し上げます。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、今野議員のご質問にお答えしますが、その前に3月に退職される職員に対しまして心を配っていただきましてありがとうございます。

最初に、予算編成と財政運営システムについて、行政評価制度の導入についてありますが、行政運営を行う上で常に各事業を検証しながら、事務事業の改善に努めることは必要であります。

そこで行政改革大綱及び集中改革プランにおきましても、行政評価制度の導入を掲げているところであります。それに基づき、昨年度は平成17年度事業について、正式ではありませんが行革本部において試行実施してみたところであります。その結果、評価基準にばらつきが生じ、過大評価された事業、過小評価された事業が見受けられました。

そこで、今年度は改善を重ね、平成18年度事業を部長等による内部評価委員会で評価を行ったものであります。その結果は、昨年と比べますとかなり精度は高まったものと考えますが、まだ改善の余地があるものと考えられます。

行政評価を実施した先進事例を見ますと、最初に内部評価を試行した時点から評価基準を精査して外部評価をするまで、3年から5年を要しているようでありまして。

本市といたしましても、できるだけ早く評価基準等のシステムを見直し、精度を高めてから外部委員による客観的な評価に持っていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

次に、2の平成20年度予算における補助金についてであります。そのうちの1つとして補助金見直しの基本姿勢。次に平成19年度補助金交付件数、金額と平成20年度補助金交付件数、金額。それから3は補助金検討委員会の設置、4は交付基準の適正な運用について、5は由利本荘市補助金等の適正に関する条例、この5件につきましては関連がございますので一括してお答えします。

現在交付されている補助金は、合併前のそれぞれの市・町の基準で交付されているものが多くあることから、新市としての基準をつくるため、次の4点について検証を行いました。

1点目は、公益性であります。これは、特定の地域や団体に限定された補助金で不公平を生じているもの。社会情勢の変化等で市の行政目的にそぐわないもの、及び団体育成の必要性が薄れたもの。市が関与すべき範囲を超えているもの、などを見直しの対象としたものであります。

2点目は、効果性であります。補助金が少額、低率で補助効果が薄いと考えられるもの。事業目的が達成されたもの。事業終期が到来したものの、などがこれに該当します。

3点目は、適正性であります。これは、自主財源の確保がないもの。繰越金、剰余金が多額なもの。飲食費等に支出しているもの、などであります。

4点目は、その他としまして、同一目的、類似事業への補助金の統廃合で効率性が向上すると思われるもの、などあります。

これらの観点をもとに各部署において検討を重ね、補助金の廃止、統合、減額等に至ったものであります。

次に、(2)の交付件数、金額の比較であります。平成19年度補助金交付件数、これは事業種別件数ですが254件、20年度は160件と94件の減少。交付金額では平成19年度は約16億円から、20年度は約14億円と2億円の削減となっております。

次に、(3)の補助金の見直しに第三者による検討委員会が必要でなかったかとのご質問ですが、このたびの見直しは、合併により明らかに差異のあるものを見直したものであります。今後は、個別の補助金を事業評価することで外部評価の必要性が生じてきた場合には、検討してまいります。

次に、(4)の補助金交付基準の適正な運用がなされているかとの指摘であります。

補助金が適正に運用され効果を発揮されているかということにつきましては、毎年の決算報告で検証するとともに、監査委員による補助金交付団体への監査などを行っているところであります。

また、今後交付決定されたものについて、その内容によっては年数を区切って補助いたしてまいりたいと存じます。

次に、(5)の由利本荘市補助金等の適正に関する条例を見直し、第三者機関としての検討委員会の設置を規定したらとのご指摘であります。補助金の交付につきましては、申請者からの事業内容を十分検討し、適正なる金額を定め、議会の議決を経て執行してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、大きい3番の市立保育園の指定管理者制度移行について、(1)の児童福祉法と指定管理者制度・市町村の保育実施義務と公的責任についてお答えいたします。

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法第244条の2第3項の改正に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができることとなり、公の施設である市の保育所の施設管理も由利本荘市保育所設置条例及び由利本荘市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定により、指定管理者に行わせることができることとしております。

市の保育所の指定管理者制度への移行は、この法改正と条例の規定に基づき保育施設の管理を指定管理者に行わせるものであり、同時に保育業務もその指定管理者に行わせるものであります。

児童福祉法第24条では、保育に欠ける子供の保護は市町村の義務であることを規定しておりますが、施設の管理及び保育業務が指定管理者に移行しましても、保育の実施者は市であるため、入所の決定や保育料の徴収等については市が行っているものであり、これは公立であろうと民間であろうと同じで、児童福祉法で規定する保育の実施義務に反するものではありません。

大関議員のご質問にもお答えしておりますが、本市においては、平成18年度から公立である道川保育園について、社会福祉法人を指定管理者として保育業務を委託しているところでありますが、保育の実施に係る公的責任は当然市にあるものであります。

次に、(2)の住民、保護者、職員への説明についてであります。

指定管理制度への移行に当たっては、まず第一に、保護者や地域住民の理解が不可欠であると考えております。

住民や保護者への説明につきまして、これまでの対応を申し上げますと、亀田保育園とゆり保育園を対象に保護者と職員を交えた説明会のほか、保育園の祖父母参観日や行事が行われる際など、あるいは地域住民の会合、老人クラブや婦人会、民生委員の会など、さらには地域協議会などあらゆる機会ごとに説明申し上げてきたところであり、説明会での状況を踏まえ、制度移行については基本的に理解をいただいているものと考えております。

また、職員への説明につきましては、大関議員にもお答えしましたとおり、子供の保育への影響を考慮し、子供にも保護者にも不安を与えないように、職員については法人への派遣について、また、臨時職員については指定管理者への再雇用について説明し理解を求めているところであり、今後も引き続き地域住民や保護者、職員と話し合いを重

ね、理解を求めてまいりたいと考えております。

次に、(3)の道川保育園の現地調査について、(4)の評価システムの導入について、これは関連がございますので一括してお答えいたします。

民間保育所を含め保育所の運営に係る指導監査は、関係法令に基づき秋田県が毎年実施しているところであります。

指定管理を行う道川保育園につきましても、秋田県が指導監査を行っておりますが、市ではそれとは別に、指定管理基本協定書に基づき毎年現地調査を実施しております。

調査の内容につきましては、県の指導監査に準じて諸規定等が整備されているかどうか、財務経理上、諸規定に基づき妥当な支出であるかどうか、児童の処遇に関して適切に保育業務が行われているかどうかなど、聞き取りや関係帳簿等の提示を求め、実施しているところであります。

平成18年度及び19年度の現地調査におきましても、保育業務については特段改善事項はありませんでしたが、経理部分において若干の改善を指摘し回答を求めたものであり、適切に改善されております。

道川保育園につきましては、今後も県の指導監査並びに市の現地調査の結果に基づき、改善を要する事項は直接法人に書面で通知し改善を求めるなど、適正な保育運営が行われるよう指導してまいります。

なお、保育所の指定管理者制度に係る評価システムの導入につきましては、どのような体制がいいのかなどを含め、先進事例などを聞きながら勉強させていただきたいと存じます。

次に、4の旧由利組合総合病院跡地文化複合施設建設の土地買収についてであります。旧由利組合総合病院跡地に建設する文化複合施設の用地につきましては、これまで全体で2度説明会を開催し、以降、個別に説明させていただいております。

駅前通りの地域の方々は大きく分けて8地権者となっておりますが、補償調査に入りましたところ、経営形態が複雑であるなど調査に時間を要しましたが、間もなく調査結果がまとまる予定であります。

また、現在、用地にご協力いただく予定の方々の税制面における負担軽減のため、県に土地収用法に基づく事業認定申請を行っており、これも間もなく認定される見込みであります。その後、具体的な交渉に入り契約を行いたいと考えており、建築着手予定のとし10月までにはご理解を得てまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 最初に、行政評価システムがなぜ私たちの目に届かなかったのかの理由が今わかりました。というのは、システムは全部当局の方で持ってて、しかも内部評価をして外部にはその評価の結果を出さなかったんですね。システムのマニュアルだけは多分あるんでしょうね。でも、それも私たち議員に示されなかった。だから行政評価をやっているのかやっていないのか私たちは知る由がなかったのであります。ぜひとも、どういうマニュアルがあるのか、これ内部だけで持つておく必要ないんじゃないでしょうか。その点、第1点と、道川保育園の現地調査について、18年度の報告でそういう金

銭について若干の食い違いがありますけれども、これ19年度はかなり厳しい調査を行ってらるんですね。18年度は7項目について検査しておりますけれども、19年度は、これ1月30日に現地調査して2月25日に発表されました、発表されたというより私の手元にファックスで届きました。で、市長、この報告書見ていますか。(現物を示す)この報告書の見限り、道川保育園が良好な状況にあって、しかも今後もそんな大して問題がない、金銭的にも問題がないなどということとはとてもじゃないけれども言えないんじゃないですか。5人の保育士がやめるなどということ自体が普通にあり得るんでしょうかね、これ。しかも金銭的に指定管理者制度の協定に基づいて協議をしなければいけないということを再三にわたって書いてあります。これ、2月25日にこの報告書ができて、じゃあ現在までにこれ協議して一定程度の法人から回答をもらったんですか。多分これはこのままになって、まだ協議してないんじゃないでしょうか。非常にそういう意味では、この報告書自体問題がありますし、この法人の岩城保育会の指定管理のあり方というのは、もう一回問いただすべきものじゃないかと思ってます。自治法の中で、長と委員会、ですから長は市当局ですね、で、委員会、この場合には教育民生常任委員会ですか、委員会でも現地調査をすることができるんですね。ですから、ぜひとも今、今議会で間に合うかどうかわかりませんが、委員会でも調査してみてください。この金銭的な内容というのは非常に見逃すことのできない、法令に違反している内容であります。是正を求めているんですね、これ岩城の福祉保健課で。福祉保健課は、私、大したものだと思いますよ。こういう自分で調査したのを隠さずきちんと出したんですからね。ぜひとも、これ、市の対応がまだだと思しますので、市長はこの報告書を多分見てないと思います。どうでしょうか。お聞きします。

議長(井島市太郎君) 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長(柳田弘君) 今野英元議員の再質問にお答えしますが、行政評価のことであります、最初。それで、行政評価の手法マニュアルは提出できるようにしております。

それから道川保育園のことでありますが、市町村合併しまして保育所、保育園についてさまざまあります。旧本荘市のように法人でやっているところ、それからもう一つは各町で抱えているところ、それをどのように統一するかというのが一つの大きな課題でもあろうかと思えます。これからの行政改革を進めていく上に、やはり同じ目線で同じような、そういうようなことも必要ではなからうかなと。それは議員の皆さんも恐らくそのように思っているだろうと思えますし、今の質問は道川のことですので、この道川について現地調査のこと、これについて私は部下が、優秀な部下を持っておりますので、その部下が十分調べての報告書だというふうに信じております。見てないでしょうと言われると私もそこはちょっと記憶にありませんが、見ているかもしれませぬ。ちょっとその辺が注意がちょっとあいまいであります、この点について担当部局長から補足答弁させます。

以上です。

議長(井島市太郎君) 齋藤福祉保健部長。

福祉保健部長(齋藤隆一君) 説明いたします。

道川保育園の現地調査につきましては、今、金銭的な面を言われましたが、秋田県の指導監査、それから私どもの市のそういう現地調査などを通して、確かに一定のあ

る程度の額がという金銭的な面はありますけれども、その点について県からも強く指導されておりまして、それから市の方もそれについて確認などしている状況でありまして、必ずしもこれが法的にどうのこうのということではないというふうに私どもではとらえている状況であります。

以上であります。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質問ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 私、もう質問時間2分しかないんですけれども、これ見たか見ないかが重要なんでなくて、この中身を把握してるかどうかなんです。この報告書の中にこういう一文があります。「保育施設の預金は認められないものである」と明言していますね。法令に違反しているという意味なんです。しかも2月25日の報告書なので、現在までにこれに関して対応したかどうか私聞いているんです。見たか見ないかでなくて、この中身を把握して道川保育園とどういう協議をしたかということです。そのことを聞きたいんです。どうですか。質問あとこれ終わりですので、きちんと教えてください。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。齋藤福祉保健部長。

福祉保健部長（齋藤隆一君） お答えします。

内容的には確認しているつもりでありまして、2月25日のことでもありますので、その点について確認をしながら、これからその点について改善してもらおうべく保育所の方でも今検討に入っているという状況になりますので、その点ひとつご理解願いたいと思います。

議長（井島市太郎君） 以上で、1番今野英元君の一般質問を終了いたします。

この際、約10分間休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時46分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

15番佐藤實君の発言を許します。15番佐藤實君。

【15番（佐藤實君）登壇】

15番（佐藤實君） 井島議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきたいと思いますが、実にこうした質問の台に立つのは二十七、八年ぶりということで、大分慣れたところがありませんし、皆さんは大変上手に話しましたけれども、今回の定例会で10名の質問の中で一番最後ということで、皆さんからお許しをいただきたいと思いますが、こうした質問の回数の少ないのもやはり市議会と町議会の議事進行の違いなのかなということだと思います。町議会の場合は、すべて提案された議案に対しまして議場で通告なしで提案者と一問一答方式でやるというのが、これは矢島だけでなくほかにも同じなのかなと思いますので、そうしたことから見ますと、一般質問が市議会の場合は比較的少ないのかなと思いますけれども、そういうことで、これまで合併して3年を経過しました間に数十名の議員の皆さんから数多く質問されておりますので、そのことに尽きるとは思いますが、私の思いなりを質問させていただきたいと思います。

合併して4年目を迎えられた今日、9万市民の生命と財産を守られてきた柳田市長初

め、そのスタッフの皆さんの御苦労と、その大きな成果に感謝と御礼を申し上げたいと思います。

これまでの経過を見ますと、合併してよかったと言われる人は数少ないようですが、私なりに思うには、旧矢島町のことを例に出しますけれども、ほかの市・町のはよくわからないことが大変多いわけですが、財源が大変厳しいということにつきましては、旧矢島町におきましては合併して今日まで、スキー場の整備やら中学校建設、そして矢島高校の用地取得など三十数億円にもなる大事業の完成を見ることは、合併によって救われたものとありがたく感謝しておりますと同時に、市民皆様にもこの席をお借りして厚く御礼を申し上げたいと思います。

また、昨年8月に発生した大水害でも、旧矢島町の対応とは違った個人負担の最も少ない方法で全災害地の復旧が進んでいる状況にもありがたく感謝と御礼を申し上げます。

合併して4年目の大きな節目を迎えるわけで、行財政改革、特に施設の統廃合計画が打ち出されはじめたわけですが、全国で14番目の広大な面積を有する由利本荘市において均衡ある発展を遂げるには、中心市街地と遠距離にある地域との時間と距離の短縮が喫緊の課題であると思われます。柳田市長には、来年春の改選にも続投されるものと思われますので、合併の成果を十分に発揮されまして、再スタートへの足がかりとしていただきたいと思います。

少し前置きが長くなりましたけれども、通告しておきました6件につきまして質問させていただきたいと思ひます。

質問になりますと、これまで皆さんから数多く出されておりますけれども、最終的には財政にかかわってくる、俗に言う金にかかわるものが多いのかなということで、すべて世の中、金ではないんですけれども、やはり金というものはあれば便利、なければ不便という、不便よりは便利がよいだろうという言葉もあるわけですから、常にそうした便利と不便の横断的経営になるのかなとは思ひますけれども、この1番の人件費の削減についてということで議題を出しておりますけれども、これは大変勇気のいることでありまして、議会の立場から我が新政紀の会長のお許しをいただきまして質問させていただきたいと思ひますが、財政問題につきましては、これまで多くの議員の皆さんから質問されておりますが、私の視点から質問いたします。

公務員の給与につきましては、日本は諸外国に比べて独特の仕組みがあつて、国の税収が今ようやく回復してきまして55兆円ぐらいあるわけですが、その中で全国の地方公務員が約25兆円、国家公務員が9兆円、政府系独立行政法人が6兆円、計で40兆円が毎年税収の中から支払われておるといふ、これは全国民の年金額に匹敵する額と言われております。

このような状況の中で、平成20年度の予算編成に当たっては財政当局も大変苦慮されたようですが、これも考えて見ますと、合併時に各自治体が持ち込んだ負債のツケが出たものと思ひます。しかし、各地域での社会資本とインフラ整備の充実が進んでいる状況を見ますと、当然のことと思ひます。

また矢島を例に挙げますけれども、ちなみに旧矢島町の合併前の財政を見たときに、地方交付税と町税を合わせて約22億円の中で町債償還が11億円ありました。そのほかいろいろ駅前開発と称して4億円の縁故債がありましたし、残された財源から8億円の人

件費を引きますと、ほとんどほかの大きな事業はできないような状態でありましたけれども、こう見てきますと他の市・町も大同小異の状況から見て、4年目を迎えた今日、財政の厳しさが出たのは当然のことと考えられます。このような状況を見たときに、思い切った歳出カットを行うには人件費に手をつけないではできないのではないかと思います。

そこで提案になりますが、議員の立場から申し上げますと、現在の議員定数は30名になっておりますが、この定数は住民10万人に対して30名になっておりますので、現在の市民の数は9万人を割っております。ちなみに旧大内町の人口分以上の減になっているので、議員定数も2人減らして28名体制でもよいのではないかと思います。ちなみに現在は1人欠けておりますので29名になっております。

また、その中で議員研修であります、これは旧矢島町にはなかったことですが、旧本荘市にあったようで、これも大変お金のかかる事業ですので、毎年ではなく2年に1回にしてはと思います。

さらに全国議長会主催で行われている海外研修も、毎年ではなく2年に1回、隔年にするべきとすることでかなりの経費の削減になると思います。

また、職員の皆さんにも現在の財政難と官民の格差を見たときに、少し手伝ってもらって痛み分けしてもらえないものかと思ひまして、提案いたします。

現在の計画では10年で約300人の職員減を予定されておりますが、今後七、八年もかかるとすれば、財政的にもかなり持ちこたえられないのではないかと思います。県やある市などでも職員給料の5%カットを打ち出して実施されておりますが、これも大変厳しいようですので、私なりに提案させていただきたいと思いますが、現在の条例では職員の定年退職は年度末の一括になっておりますが、この条例制度を年に二ないし四半期ごとの4回にするなどの処置があってもよいのではないかと思います。ちなみに、これも旧矢島町の例になるんですけども、数年前までは旧矢島町では9月末日と3月末日の2回でありました。それを3月末日の1回にしたことによって約2,000万円くらいの財政支出になったわけです。1,200人の職員の数から見ますと数億円単位の財政削減になるものと思います。また、県内のある市のように給料の一律5%カットする手法もあるようですが、これは大変厳しい提案であります、財政が潤えば元に戻せばよいわけですので、それまでの間ということになりますので伺いたいと思います。

次に、2番目として農業振興対策と農林産物の応用についてということでご質問いたしますが、この質問の中にはいろいろ政党名も出てきますので、私は決して偏った政党でもなくて全く中立の立場で、地域に住む者の一人としてご質問を申し上げたいと思います。

農業問題についても、これまで多くの議員の皆さんから質問されておりますが、永遠に尽きない課題を多く抱えており、このままの国の農業政策では日本農業は滅亡の一途をたどるものと思います。その中で市当局におかれましては、地域農業振興のために多大なご支援とご援助をいただいておりますことに、一農業者として厚く御礼を申し上げます。特に米の販売におきましては、土壌改良剤への助成や畜産振興、土地改良事業などへの対応にも感謝と御礼を申し上げます。

今日、日本中が大騒ぎになっている中国からの毒入り加工食品に代表されるように、

日本は米以外の食料が海外に依存していることを見るときに、食べる人の命の保障がないことにびっくりしております。これも言うなれば日本農業をないがしろにしてきた、私は自民党官僚農政のツケだと思います。

食料自給率39%は先進国で最下位であります。小沢民主党農政は自給率100%と戸別補償制度を目指すのに対して、自民党は頭からできないと否定している現状で、地方で生活している農家はほとんど先が見えない状況が続いております。どうして先進国の中で日本だけが断トツに自給率が低いのかは、皆様ご承知かと思えますけれども紹介させていただきますと、こうした低い理由には国政の中での動きですので自民党の農政の政策にあると思えますが、農産物の価格保障、これは個別保障とも言えますけれども、その差にあります。日本は自給率39%で価格保障率7.3%、アメリカ自給率130%で価格保障率が50%、フランス自給率120%で価格保障率60%、ドイツ自給率90%で価格保障率60%、イギリス自給率85%で価格保障率71%、ちなみにアメリカでも米の減反、日本と同様30%今減反している州があるわけです。その保障金が5万ドル、日本円で約600万円となっている国と比べると大変大きな差になっております。今後は、これまでのように補助金制度から外国のように個別保障制度確立と自給率100%を目指して、市当局と農業団体とが一体となって運動を展開するべきと思えますが、伺います。

また、これは今の石油関連に類似することですけれども、最近の原油と穀物などの価格の高騰により市民皆様の生活が大変厳しくなっている状況を見ますときに、本市の広大な地の利を生かしたバイオ燃料と、木材からの水素と炭素エネルギーの生産を推進すべきと思えます。また、幸い本市には県立大学本荘キャンパスがありますので、世界に発信できる太陽エネルギーと電気エネルギーの新たな応用を開発して、由利本荘市の名声を上げていただきたいと思えます。

その一つの提案として、電気エネルギーの送電を現在の有線ではなく無線で送電する技術が開発されれば、まさにノーベル賞ものと思われれます。こうした質問はちょっとここにふさわしくないという答えもあるかと思えますけれども、一つの大きなこれからの夢を語らせていただいておりますが、これは世界中で研究されており、日本でも東京大学で1ボルトの送電に成功しております。また、羽田空港で電気バスにコードをつながないで、接続しないで充電できる装置が既に完成されて運用されております。また、人工太陽の開発も進んでおります。日本とフランスで名乗りを上げましたが、結局、フランスでやることになった核融合施設の建設も始まっており、世界はまさしく脱石油と地球温暖化防止に向けてものすごい勢いで開発が進んでおりますので、市当局からの県立大学へのアドバイスを進めるべきと思えますが、こうした開発は市単独でできるものではないと思えますので、関連した関係機関や企業誘致に積極的に行動すべきと思えますが、伺います。

3番として、鳥海山観光の振興について伺います。

合併協議会でも鳥海山観光については、積極的に、かつ具体的に進めることで協議されております。合併後3年経過した今日においても、その矛先がいまだ見えておらないのが現実であります。国土交通省の環鳥海山開発が打ち出されており、また、このたびは本県側鳥海山の国の史跡指定に向けて、にかほ市と由利本荘市とで7月をめぐりに独自調査が始まっております。これまでも数多く提起されておりましたが、道路改良がいま

だ解決を見ておらないのが現実であります。県道象潟矢島線中、矢島濁川地内と花立 - 中島台、市道祓川線は、ほとんど改良工事が行われておらない現状であります。こうした観光開発にあわせて、拡幅工事の早期着工と完成を関係機関に働きかけていただきたいと思います。

また、鳥海高原矢島スキー場のリフトが一昨年多大な経費で更新されましたが、冬期間4カ月だけの運用なので、これを通年運用にして夏場の観光に利用できればと思います。特にリフトの往復利用ができれば、まだまだリフト収入がふえるものと思いますので伺います。

4番目として、市公共施設への物品納入の入札についてを伺いたいと思います。

これまで入札につきましては何回か質問されておりますが、そのほとんどが建設関係が多かったと思います。物品納入についての現況なり中身についてはほとんどわからない状況にありますので、伺います。

これも合併前にはその町々で独特の仕組みがあって、あんまり云々できないのかな、できなかったのかなと思いますが、合併して4年目を迎えた今日においては、公平で市民に見える入札制度にするべきだと思います。その品目によっては、その商店の器具が一部入っているからとして永年にわたって独占的に納入していることもあるようですので、金額の大小にかかわらず毎年入札すべきだと思いますので伺います。

5つ目として、これは細菌ということですが、素人の私ですので病原菌検査体制について伺いたいと思います。

このことについての内容や中身については全くわからない立場なのでありますけれども、単純な質問をさせていただきます。

これまで管内においても、病原菌による伝染病などが毎年のように発生しております。その病原菌を検査する施設が管内両市にはないのかわかりませんが、湯沢市や秋田市などへの依頼になっているようですので、その結果が出るまでには大分時間も要しているようです。由利管内12万人を擁する地域として、伝染性のある病気などが発生したときには速やかに対応できる体制が必要と思われれます。このことにつきましても市単独ではできるものではないと思いますが、にかほ市とも連携して国、県または市内病院などへの要請をすべきと思いますが、伺います。

6番目として、道路特定財源と暫定税率について伺いますけれども、この件につきましては2月29日の国会で与党の単独採決で可決されましたが、まだその内容について修正の余地があるようですので伺います。

今国会の与野党最大の駆け引きの場となっておりますが、地方自治体での質問にはふさわしくないかもしれませんが、私たち車を持っている者としては大変大きな影響を受けておりますので伺います。

昨年の国政選挙で与野党が入れかえになったことによって、国民の知らない予算の使い道について知ることができて大変勉強になっております。これまでの国政の流れを見ますと、自民党の一党独裁のときは納税者に丁寧な説明もなく、暫定と言って34年間も続け、またこのたび10年間ということですが、暫定とは何年のことを言うものかわかりませんが、主張、あったらお願いしたいと思います。

このたびの論点は、ガソリン税、揮発油税の扱いについてということになっておりま

すけれども、今揮発油税合わせますと約60円ぐらいで、それに自動車重量税なり自動車取得税なり、合わせて国では6兆円ぐらいの収入があると言われておりますが、その中で1兆円を各自治体に配付して、残りを全部国土交通省で自由にするというのが現在の状況なので、問題はその使い道にあるのだと思います。地方道路建設と称して、大都市と政治家の力の強い地域が優先されて、当地のような地域への配分はその残りということになるようです。また、その中で国土交通省の職員が約1万人おるようですけれども、その職員の住宅が8,000戸あるようです。そして、その維持管理費に毎年26億円を使っているという、また、東京都の外環状線は1メートル1億円をかけてつくっている。また、長崎県佐世保市の自動車道のインターをつくるのに、わざわざアメリカ軍の住宅のあるところへつくって、住宅11戸の移転費に28億5,000万円、1戸平均2億6,000万円をかけるなど、職員の遊び道具に数千万円単位の費用をかけており、道路建設とは全く関係のない箱物などに数百億円の税金が使われておるようです。また、国道108号前杉トンネル約800メートルに80億円が高いとして1キロメートルの回り道をつくるなど、全く理解のできない一人です。

自民党が説明すると、よく外国と比較しますが、ヨーロッパがガソリン1リットル、日本円で200円だそうです。これは為替レートが今ユーロが高いので、日本円にするとそうなると思いますが、そうした説明をしておりますが、外国には日本のような車検制度や重量税もないし、高速道路も無料などの説明は全くしないでガソリンだけの値段を今宣伝しているわけです。日本の自動車の維持管理費は世界一高いのが実情であり、我々庶民には大変大きな負担となっております。

また、宮崎県知事が大声で暫定税率の維持を主張しておりますが、それは四国と九州に1兆5,000億円もかけて橋をかける予定があると言われております。ちなみに全国で車を持っている一番多い県ということになりますけれども、これは人口ではなくて1戸平均でありますけれども、一番多く車を所有している県は富山県で2.6台、東北では一番多く持っているのは山形県で2.5台、秋田県はその次で2.4台で、一番車の所有の少ないのは東京都で0.7台です。これから計算すると由利本荘市で約7万2,000台あることになりますので、私の予想では少なくとも揮発油2税で100億円近い納税をしているのではないかと予想しております。現在でも原油価格の上昇がまだ続いておる状況で、国では2兆6,000億円の税収がないと予算に穴があくと言っておりますが、納税者の苦しみを全然理解していないようです。

また、全国47都道府県からのアンケートの結果では、青森県の回答で600億円の収入が減ると4,600人の職員の給料が払えなくなると言っておるようで、秋田県は601億円、県の方に入っているようです。また、10年間で59兆円の工事費は、アメリカ、EU、イギリスの超大国3カ国合わせた合計額と同額と言われており、外国に比べて20~30倍の工事費がかかるようです。地方での自動車道建設工事は、東京などの大手ゼネコンが工事をして地元の業者が下請になっているようです。

このような税金の使い道を見るときに納得のいかないことが大変多く、25円の暫定税率を廃止して特定財源を一般財源にして、国の官僚に左右されない地域での運用に任せ、地方分権の確立を目指すべきだと思いますが、伺います。

以上で終わります。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） 佐藤議員のご質問にお答えしますが、その前にこれまでさまざまご質問、3年間ありました。ただども、合併のメリットがこのようにあるということを具体的に例を挙げていただいたのは今回が初めてであります。これから合併のメリットはだんだん出てきます。そういう意味で、私は懸命に努力をしてまいりましたし、答弁においてもそういうことを踏まえましてお答え申し上げたいと思います。

それでは、1の人件費の削減についてであります。ただいま提案いただきました内容については、本市を取り巻く社会情勢や財政状況を案じてのご発言と理解しているところであります。本市といたしましては多様化する市民ニーズに対応するため、これまで以上に危機感を持ちながら、行政のスリム化や財政の健全化等、行財政運営の見直しに取り組んでいかなければならないと考えております。

人件費の削減については、現在、団塊の世代の退職時期を迎えておりますが、退職者の補充を抑制していることから、集中改革プランでは、合併後5年間で141人の職員の削減目標に対し170人を超える見通しであり、合併後10年間では大幅な減員が図られる見込みであるなど、人件費の削減に粛々と取り組んでいるところであります。

また、こうした職員減に対応した行政運営にしていくために、組織・機構改革についても取り組んでまいらなければならないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、農業振興策と農林産物の応用についてお答えします。

世界的に原油高騰や地球温暖化対策などを背景としてバイオ燃料の生産拡大が続いており、全農においても新潟県などで米を原料としたバイオエタノールの製造を行っており、今後、全国的に普及が図られるものと考えております。

本市においては、圃場条件の制約から水稻以外への転作が十分進んでいない状況にあり、バイオ燃料の普及に向けた多収穫米の栽培などには大きく期待しているものであります。

この普及については、地場でのバイオエタノール製造工場の設置や円滑な流通・供給体制の確立が必要となり、今後の課題となるものであります。

また、長期にわたる木材価格の低迷から荒廃する森林も増加しており、未利用の間伐材などをバイオ燃料として活用する取り組みも始まっていることから、県立大本荘キャンパスによる試験研究なども含め、地場の地域資源をバイオ燃料として利活用できるような体制整備を国や全農関係機関に要請してまいります。

次に、3の鳥海山観光の振興についてであります。鳥海山は、さまざまな魅力を備えた日本百名山であり、本市の観光振興のためには欠くことのできない大きな資源であることは申し上げるまでもありません。鳥海山には、山頂を目指し各地から多くの登山客が訪れ、多様な高山植物や大パノラマを満喫されているところであります。

本市の主要観光関連道路であります矢島の花立から駒の王子を經由し、にかほ市の中島台に通じる県道は、幅員が狭隘なため、車の交差に支障を来しており、県に対し改良を要望しておりますが、なかなか実現していただけない状況にあります。

しかしながら、今後も鳥海山及び山ろくの周遊観光振興のため、引き続き要望を継続

してまいります。

また、駒の王子から祓川に通じる市道につきましても、幅員が狭いため改良が必要であります。登山客はもちろんのこと車で周遊される方々にも対応をしなければなりませんので、できるだけ早期に改良できるよう検討してまいります。

また、矢島スキー場リフトのシーズン外活用についてご提案がありましたが、これにつきましても、営業許可を受けるためにはリフト設備の改造を初め、高さ制限に対する安全対策工事、さらに運営経費などを考慮いたしますと、実現にはまことに厳しいものがありますことをご理解いただきたいと存じます。

次に、4の市公共施設への物品納入の入札についてお答えします。

各施設への物品納入につきましても、本庁、本荘総合支所にあつては、全市内の入札参加資格登録業者に見積もり依頼し、最低価格業者と単価契約しております。各総合支所につきましても、各支所管内の入札参加資格登録業者を中心に見積もり依頼し、各総合支所単位で単価契約をいたしております。

このように物品納入に当たっては、財務規則に基づき、透明性と競争性を保ちながら入札を実施しておりますが、ご質問のような場合は改善し、今後も適切な事務処理に当たってまいります。

次に、細菌（病原菌）検査体制についてであります。ノロウイルスによる感染性胃腸炎の疑いで個人で受診する場合のウイルス検査につきましても、市内の医療機関ではどこでも受け付けますが、本荘第一病院だけが院内の検査体制が整っているだけで、由利組合総合病院等そのほかの医療機関では東京等の専門検査機関に委託しており、本市に近いところでの専門機関としては秋田市と湯沢市にある状況です。いずれの検査機関でも検査に要する日数にそれほど差はなく、検査結果が出るまでには2日から3日ほどかかっている状況であります。

ノロウイルスによる集団発症が疑われる場合、初動的には保健所がその原因を特定するため、検査機関で患者の検便を行うこととなります。その検査機関は秋田市にある秋田県健康環境センターで、翌日には結果が判明すると聞いておりますが、今回集団発症した東光苑、白百合苑などの検査には検体が多く、結果が出るまで日数を要したと伺っております。

集団発症が疑われる場合の一般的な対応としましては、保健所でその原因を特定するため、一部何人かの検査を実施するもので、必ずしも罹患者個々が検査を要するわけではなく、基本的には施設内の感染防止策を徹底した上で、罹患者には早く菌を体内から出し切ってしまう対症療法がとられているものであります。

このような状況から、保健所と緊密に連携をとりながら今後も感染症対策に取り組んでまいります。新たな専門検査機関につきましても現状をよく把握した上で、感染拡大防止に必要な検査体制の充実について県や関係医療機関等と協議をしてまいりたいと考えております。

次に、6番の道路特定財源に関する暫定税率についてお答えします。

道路特定財源における暫定税率は、ガソリン税や自動車重量税などに1リットル当たり約25円を上乗せした特別措置で、道路の延長や面積に応じて各自治体に譲与税や交付金として配分され、道路整備に使う仕組みとなっております。ガソリン税は3月末ま

で、自動車重量税は4月末に期限切れとなり、現在その見直しについて通常国会の焦点の1つとなっております。

地方財政では、暫定税率が廃止された場合、第1に平成20年度予算案が既に議会に提出されている時期であること、また、道路整備に必要な財源を従来どおり確保するためには、福祉や教育など他分野の予算を縮小するか、新たな財源の確保を迫られるなど、その影響の大きさが懸念されることから、全国自治体では現行税率の維持について要望活動を実施しているところであります。

また、自動車ユーザー側にとっては廃止となれば維持経費は削減できるものの、今般の道路特定財源暫定税率の議論の中で、国民もある程度その性質の理解が深まったものと認識しております。

暫定税率の廃止に伴う影響額については、一昨日、本間明議員にお答えしたとおりであります。地方の高速道路網を初め道路整備はまだまだおこなわれている状況にあり、今後も暫定税率を維持していただき道路整備にかかわる財源を確保しながら、国民の生活基盤の充実を図るべきものと考えております。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 15番佐藤實君、再質問ありませんか。15番佐藤實君。

15番（佐藤實君） ありがとうございます。

この1番の人件費ということを出していますけれども、大変これは勇気のある発言だわけですけれども、市長の答弁では10年には十分人が減るので間に合うということではあるんですけれども、その10年が大変厳しいだろうと。そして、今回は8.5%もの予算を削減している中で、お互いにこれは議員も含めてですけれども痛み分けをする姿勢というものは私は必要なものなのかなと。大変、職員がここにおる中ですけれども、やはりそこをことしは50人ぐらい卒業する人おるそうですけれども、卒業すればよいというものではなくて、年次計画の中でも私は結構だと思えます。例えば秋田県は3%に下げられましたけれども、5%で80億円を節約をするというのに県議会の方でそれはまかりならんということでしたけれども、じゃあ今市長が言われたように暫定税率が外されれば大変だと、福祉まで影響するということが出てくるわけです。そうしたことと、言葉を入れかえますと、あまり言うこともあれですけれども、私は何とかそうした少しでもお手伝いできる部分についてはきちんとやっていきたいと思えますので、これ再度、質問といっても大変だとは思いますが、その腹づもりをお聞かせ願ひ、自然減で私はなかなか食いとめられないと思えますので、お願いしたいと思えます。

農業政策につきましては、私の言いたいのはこのたびの、昨年が品目横断的経営安定対策。農家の皆さんは品目横断的というのはさっぱりわからないうちに、またことしになって変わりました。どこの農協の職員に聞いても、ずっと並べた項目、これはこうこうって、人を説得するにはできるだけ難しく言えと、こういう話はあるんですけれども、そしてわからないから「わかった」というのが通例だそうですけれども、あれは全部国の官僚の仕事なんですな。私はこれを変えていかないと、ここの職員も農協の職員もあつたやり方に振り回されているわけです。座談会も終わりましたけれども、本当こういう農政で市長はもちろん職員との対応の中で難儀しているとは思えます。これはやはり地方からそうした行動を変える発案をしていかないと、今日本では「せんた

く」という集団ができ上がりましたし、アメリカは今「チェンジ」というのが大流行で、オバマ氏が優位に立っている。こうした変革が必要なのかなと私は思います。これは農業関係だけの話ではないと思いますけれども、やはりこのままで市長が言うようにあれもなければやっていけないとかっていう、すがってばかりいますと、これは当然農業関係もそのようになると思いますので、ここら辺のこれからのリーダーシップをお聞きしたいと思います。

そのことに尽きるわけですけれども、暫定税率も同じだわけです、今いろいろなこうした新聞報道を見ますと、やはり官僚を卒業して知事を卒業した方々が口をそろえて、こうした縛りつけではなくて一般財源化をしてその地域に任せなさいというのが、こうした大先生方の今発想だわけです。そうした中で、本当に地方分権とこうした国の縛りつけ、6兆円集めて1兆円をまず格好よく配って、あとの5兆円を補助金という言葉を使ってやってくるわけです。これは農業も同じです。全部、補助金という言葉を使うんです。私はやっぱり保障なり、地方分権で金は出しても口は出さないという方式に変えていかないと、地方では国の官僚の小間使で終わります。何とかそうした意気込みを由利本荘市から発信していただきたいと思いますので、特に地方分権についてその決意をお聞かせ願いたいと思います。

議長（井島市太郎君） 当局の答弁を求めます。柳田市長。

市長（柳田弘君） 佐藤議員の再質問にお答え申し上げますが、人件費の問題でございます。

市町村合併をするときにさまざま協議会で議論に議論を重ねて、合併した後にいいまちができることを念じながらの協議会でございます。その中に当然行政改革はしなきゃならない。矢面に立つのが人件費でございますので、人件費の削減というのは非常に大胆な削減でありました。日本がバブル経済の崩壊したときに何をなしたのか。大変リストラとかそういうのがあって、それが果たしてリストラされる側からすればどうだったのか、さまざま経験をされているわけでありまして。

由利本荘市としても人件費の削減については非常に意を用いたところでありまして、これはサービスは悪くならないようにというようなことを徹するための、そういう意味での人員の確保でありました。

それから職員にとっても、職員の給与を下げるということふうな今のお話しの中にもありましたが、職員のいい仕事をするためには、やはりそれなりの給与体系であらねばならないと思います。パフォーマンスで給料を下げて仕事は一生懸命頑張れと言え、なるほどと思う方もいらっしゃるけれども、私は職員が一生懸命頑張れるというふうな姿勢こそ、やはり市の発展につながるものというふうに思います。ただ、そういうことであぐらをかくという意味でなくて、これからよく研究を重ねて職員の方々と協議をしてまいりたいものと、このように思います。

それから農業の問題については、なかなか農協組合長さんであった佐藤議員にもわからないようなことでありまして、議員が自分で実感してることだろうと思います。私も日本農業がもう少し光の当たるようなことを考えてほしいと、官僚が、官僚がと一概に官僚のせいにするのではなくて、やっぱり日本の農業者が真実を訴え、どうなのかということをもっと国の場で議論されるべきだろうと思います。私は地域農業を守るた

めに懸命に今後とも努力してまいりたいと考えております。

それから地方財政に伴う暫定税率に関連する問題であります。よくテレビを見ますと、地方分権で地域に任せなさいということがあるんだけれども、地域に任せて公平にいくのかどうかというような問題があります。これが非常に自治体の長として関心のありますこと。知事会等では地域に任せないと、こういうふうなどうも主張が多いところもあるようです。ところが、その地域に任せなさいというそういう方々が、果たして地域に公平に配分されるのかどうかというようなこととなりますと、大変その辺が問題であろうと思います。当県ではよくいっているとは思いますが、ほかの方ではそういうことがあるかもしれません。例えば道路の問題にしても、今国道107号の問題にしても、ずっと前からお願いしてありますが、北の方ができれば来るだろう、中央道ができれば来るだろうと待っておっても、なかなか金がない、金がない、あっちへ使った、今度予定すればそっちの方へ使った、今度やろうとすれば金がないというふうな話になると、こう地方が迷います。そういう意味で、ある意味での地方に任せなさいということが非常に耳ざわりはいいんですが、その辺はよく調整をしてやっていかなければならないことなのではないかなと、こういうふうに考えます。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 15番佐藤實君、再々質問ありませんか。15番佐藤實君。

15番（佐藤實君） 時間ありません。残っていたなと思ったけれどもないようですけれども、やはり今地方に任せられても困るというような言葉も聞こえたんですけれども、こうした自治体が立派な職員をバックにしながら、そして私ども地域の代表として選ばれてきて議論することになると、最終的には財源がないというのが、これ響いてくるわけで、やっぱりこれからそうしたある一定の金額を地方におろしていただいて道をつくるなり、福祉に使うなり自由でいいですよという、そのぐらいの国の姿勢でいかないと、今市長が言われるようなことを続けていきますと私は官僚の下働きということに、非常に言葉悪いんですけれども、今はまだまだそれが強烈にあります。地方分権と言いながら国家公務員を5%減らすっていう、確かに今進んでおりますけれども、これは全く地方にいる例えば食糧事務所の人間とか普及員とか、こういうものは減ってるんですけれども、霞が関の中は全然減っておりません。そういうことからして、もう地方がどんどんどんどん疲弊していくわけです。逆になっているというのを私は見ておるんで、霞が関には約40兆円の埋蔵金があるそうですので、それを応用するべきやはり地方団体が英気を上げていただきたいなと思いますので、これは答えは出ないと思いますので要請で終わります。

議長（井島市太郎君） 答弁を求めないんですね。

15番（佐藤實君） はい。

議長（井島市太郎君） 以上をもって一般質問を終了いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、これより提出議案に対する質疑を行います。

この際、議案第8号から議案第21号まで、及び議案第24号から議案第71号までの62件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ質疑の通告はありません。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。よって提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第3、提出議案、陳情の各委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

議長（井島市太郎君） 以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明7日は委員会、8日、9日は休日のため休会、10日から13日までは委員会、14日は事務整理のため休会、15日、16日は休日のため休会、17日、18日は事務整理のため休会、19日に本会議を再開し、各委員長の審査報告を行い、質疑、討論、採決を行います。

また、討論の通告は18日正午まで議会事務局に提出していただきます。

なお、限られた委員会の審査日程でありますので、各委員会審査には特段のご配慮をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時50分 散 会